

◎新潟県病院局告示第1号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第3条第3項の規定により、次に掲げる事務を行う権限は、十日町病院長に委任しない。

平成27年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

平成27年度の器械備品費のうち一執行伺いの金額が1,000万円以上の医療機器に係る支出負担行為をし、及び支出をすること。